

四日市市告示第 416 号

汚染土壌について、掘削除去による措置が完了したため、土壌汚染対策法第11条の規定により、次のとおり形質変更時要届出区域の指定を解除する。

平成 28 年 9 月 1 日

四日市市長 田中 俊行

1 指定を解除する区域

「四日市市赤堀二丁目2063番7の一部（別図のとおり）」

2 当該区域において汚染状態に関する基準に適合していなかった特定有害物質の種類

「鉛及びその化合物、砒素及びその化合物」

3 当該区域において講じられた汚染の除去等の措置

「掘削除去」

(環境部環境保全課)